

## 定款の変更

### 1 定款変更の認証申請について（法第25条第3項）

所轄庁の認証を受けなければ、定款を変更することができない項目は次のとおりです。

- ①目的
- ②法人の名称
- ③特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④社員の資格の得喪に関する事項
- ⑤役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑥会議（総会及び理事会）に関する事項
- ⑦その他の事業に関する事項
- ⑧残余財産の帰属すべき者に係る事項
- ⑨定款の変更に関する事項
- ⑩所轄庁の変更を伴う事務所の所在地の変更

	提出書類		提出部数
①	定款変更認証申請書		1
②	変更後の定款		2
③	定款の変更を議決した総会の議事録の写し ※定款の変更は総会の議決事項です。		1
④	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	次の事項に変更がある場合は、添付する必要があります。 ・特定非営利活動の種類 ・特定非営利活動の事業の種類 ・その他の事業の種類 ・その他の事業に関する事項	2
⑤	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動(収支)予算書		2

#### \*注意事項

- ① 特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業を変更する場合は、事業計画書の内容と整合を取り、一般の人が見て事業内容が分かるようにしてください。
- ② この認証は、特定非営利活動促進法に基づいて行われる手続きであり、他法令による許認可や登録、登記等を保証するものではありませんのでご注意ください。
- ③ 審査は書面において法に定められた要件を満たしているかを確認するものであり、定款等の内容の不整合や誤字、脱字等の確認を行うものではありません。
- ④ 申請に係る相談は、ふじのくにNPO活動センター、東部及び西部地域交流プラザで行っております。県民生活課では、事前相談や事前審査は行っていません。
- ⑤ 誤字、脱字及び記載漏れなどの軽微な変更については、縦覧開始から1月以内であれば補正の申し立て（様式1号の2）ができます。（事業名、役員、事務所所在地の変更等、再度設立総会の開催を必要とするものは対象にはなりません。）

## 2 定款変更の届出について

認証を必要とする項目以外の変更は、定款を変更後（変更に伴い変更登記を必要とする場合は、その変更登記後）、遅滞なく、次の書類を提出してください。

	提出書類	提出部数
①	定款変更届出書	1
②	変更後の定款	2
③	定款の変更を議決した総会の議事録の写し（コピー）	1
④	定款変更に係る登記完了提出書	※定款変更に伴い、変更登記を行う場合は、併せて提出する。 各 1
⑤	変更登記後の登記事項証明書	
⑥	公開書類提出書	
⑦	変更登記後の登記事項証明書の写し（コピー）	

## 3 所轄庁の変更

主たる事務所の移転、事務所の増減に伴い、所轄庁が変更することとなった場合には、定款変更認証申請が必要となります。

変 更 の 内 容	変更後の所轄庁
静岡県外に主たる事務所を移転	移転先の都道府県
静岡市に主たる事務所を移転 （静岡市以外に従たる事務所を持つ場合を除く）	静岡市
浜松市に主たる事務所を移転 （浜松市以外に従たる事務所を持つ場合を除く）	浜松市

※沼津市、富士市に主たる事務所を移転する場合は、手続き前にお問い合わせください。

### (1) 手続

静岡県外に主たる事務所を移転される場合は、手続き前に変更後の所轄庁に御確認ください。

（所轄庁により、様式や提出部数が異なります。）

静岡県外、静岡市及び浜松市から主たる事務所を移転される場合の提出書類は下表のとおりです。

なお、認証・不認証の通知は、変更後の所轄庁から行われます。

	提出書類	提出部数
①	定款変更認証申請書	1
②	変更後の定款	2
③	定款の変更を議決した総会の議事録の写し（コピー）	1
④	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2
⑤	特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1
⑥	直近の事業報告書等（事業報告書、活動（収支）計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあって	1

	は、その名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面)	
--	----------------------------------	--

⑥：設立後又は合併後当該書類が作成されるまでの間は、事業計画書、活動予算書、設立後又は合併後に作成した財産目録

\* 特定非営利活動の種類等を併せて変更する場合は、1の表のうち④、⑤を添付